

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第6回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 上原委員、14番 河野委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第31号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号17番 土地の所在は、安岐町下原字■■■■番地、地目が田、面積は502㎡です。渡人は、安岐町下原の■■■■さん(■■■■歳)、受人は、安岐町下原の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢より管理が出来ないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号18番 土地の所在は、国東町横手字■■■■番地、地目が田、面積は1,346㎡、同じく横手字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は1,288㎡、同所■■■■番地■■■■、地目が田で、面積は74㎡、同じく国東町横手字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は143㎡、同所■■■■番地、地目が田で、面積は3,605㎡、同所■■■■番地、地目が畑で、面積は726㎡、同所■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積が53㎡、同所■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積が1,052㎡、同じく横手字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は2,166㎡、以上田が5筆で6,456㎡、畑が4筆で3,997㎡の9筆となります。渡人は、埼玉県さいたま市の■■■■さん(■■■■</p>

歳)、受人は、国東町横手の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。無償による所有権移転です。

次に、申請番号19番 土地の所在は、武蔵町三井寺字■■■■番地■■、地目が田、面積が571㎡と、同所■■■■番地■■、地目が田、面積が300㎡の2筆です。渡人は、千葉県柏市の■■■■さん(■■歳)、受人は、武蔵町成吉の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号20番 土地の所在は、国東町重藤字■■■■番地■■、地目が田、面積が212㎡です。渡人は、福岡県大野城市の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町重藤の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。無償による所有権移転です。

次に、申請番号21番 土地の所在は、安岐町両子字■■■■番地■■、地目が田で、面積が2,647㎡です。渡人は、安岐町両子の■■■■さん(■■歳)、受人は、同所の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、息子に農地を譲るためと、受人は、父から農地を譲り受けて、農業を継ぐためとなっています。親子間による無償の所有権移転です。

最後に、申請番号22番 土地の所在は、国見町中字■■■■番地■■、地目が畑で、面積が825㎡です。渡人は、国見町竹田津の■■■■さん(■■歳)、受人は、国見町櫛海の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

議長

それでは、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号17番から22番について、事務局から一括して説明がありましたが、ご質問やご意見はございませんか。

前後委員

みなさん、高齢になるから仕方がないが、可能であれば備考欄に

	<p>後継者がいるのか等の記載があれば解りやすい。</p>
大塚委員	<p>関連ですが、17番について譲り渡すのが502㎡ですが、残りはどうするのでしょうか。22番もそうです。</p>
議長	<p>それについて、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>22番についてですが、後から説明します農地法第5条関係と関連があります。</p> <p>17番については、奥さんも一緒に農業をすることです。</p>
諸富委員	<p>高齢者が受人になるとき、年齢の制限はないのですか。</p>
事務局	<p>3条の許可条件については、受人が農業者であること、受人が譲り受ける土地を含めて5反以上あること、3年間の農業従事ができること、居住地から1時間以内であることが条件となっています。</p> <p>今後、注意したいと思います。</p>
議長	<p>3条にしても5条にしても、農地が動くことで、どのように有効に使われていくのか、書き留めてほしいと思います。</p> <p>推進委員にも、詳しく状況を把握するように事務局として指導してください。</p> <p>他に何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ご質問が無ければ、申請番号17番から22番を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第32号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申</p>

請について、資料に基づきご説明申し上げます。

その前に、申請番号6番と8番については太陽光発電の関係で、書類が整わず前回取り下げた議案です。

申請番号6番 土地の所在は、国見町大熊毛字[ ]番地、地目が畑、面積は635㎡です。渡人は、国見町大熊毛の[ ]さん（[ ]歳）です。同じく土地の所在は、国見町大熊毛字[ ]番地[ ]、地目が畑、面積は697㎡、同所[ ]番地、地目が畑、面積は76㎡、同所[ ]番地、地目が畑、面積は867㎡です。渡人は、国見町大熊毛の[ ]さん（[ ]歳）で、合計4筆の2,275㎡となります。受人は、豊後高田市の[ ]さん（[ ]歳）です。転用目的は、太陽光発電施設です。パネル枚数は、324枚、出力は95.58kwです。申請事由につきましては、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。申請地は、南北を住宅地に、東西を山林に囲まれた10haに満たない農地の集団に属し、農業公共投資の対象になっていないことから、第2種農地と判断いたしました。売買による所有権の移転です。

次に、申請番号8番 土地の所在は、国見町大熊毛字[ ]番地[ ]、地目が畑、面積は1,075㎡です。渡人は、国見町大熊毛の[ ]さん（[ ]歳）です。同じく土地の所在は、国見町大熊毛字[ ]番地、地目が畑で、面積が863㎡、同所[ ]番地、地目が畑、面積が701㎡です。渡人は、国見町大熊毛の[ ]さん（[ ]歳）で、合計3筆の2,639㎡となります。受人は、大分市の[ ]さんです。転用目的は、太陽光発電施設です。パネル枚数は、324枚、出力は97.2kwです。申請事由につきましては、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。申請地は、東を山林に、北と南と西を農地の連担性が10ha未満の一団の農地に囲まれた農地で、農業公共投資の対象となっていないことから、第2種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。

次に、申請番号9番 土地の所在は、国東町綱井字[ ]番地[ ]、地目が田、面積は326㎡です。渡人は、国東町綱井の[ ]さん（[ ]歳）です。受人は、熊本県八代市の[ ]さんです。転用目的は、駐車場で

す。申請事由は、受人が所有する当該農地に隣接するアパートの駐車場が不足しているためとなっています。申請地は、北を市道に、東を受人が所有するアパートに、南を住宅に西を農業公共投資の対象とはなっていないが、農地の連担性が10ha以上の一団の農地に囲まれていることから、第1種農地と判断できます。売買による所有権の移転です。

この案件につきましては、大分県農業会議の常設審議委員会に諮問をかける必要があります。

次に、申請番号10番 土地の所在は、安岐町下原字■■■■番地■■、地目が田、面積が406㎡です。渡人は、安岐町下原の■■■■さん(■■歳)です。受人は、安岐町下原の■■■■さん(■■歳)です。転用目的は、住宅用地です。申請事由は、両親の面倒をみるため、実家の近くに住宅を建てるとなっています。申請地は、北と西を農地に、東を宅地に南を市道に囲まれた農地で、市民病院まで約350m、安岐幼稚園まで約300mの位置にあり、隣接する市道には上下水道管が埋設されていることから、第3種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。

次に、申請番号11番 土地の所在は、国見町中字■■■■番地■■、地目が畑、面積が496㎡です。これについては、先ほど3条申請の22番で触れましたが、地番がもともと■■■■番地■■で、面積が1,300㎡程ありましたが、住宅を建てたいということで、分筆を行い、496㎡となりました。残りの土地は、住宅を建てる父親が、■■■■番地■■、面積が825㎡を購入しました。渡人は、国見町竹田津の■■■■さん(■■歳)です。受人は、国見町伊美の■■■■さん(■■歳)です。転用目的は、住宅用地です。申請事由は、持家がないので、住宅を新築するとなっています。申請地は、北を広域農道に東を1mほど下がった段差のある田に、南を立木に囲まれた畑と宅地に、西を立木に囲まれた畑に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない農地で、連担性もないことから、第2種農地と判断しました。売買による所有権の移転です。

次に、申請番号12番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■、地目が田、面積は876㎡です。渡人は、安岐町大添の■■■■さん(■■歳)です。受人は、安岐町大添の■■■■さん(■■歳)です。転用目的は、農業用施設用

	<p>地です。申請事由は、経営規模の拡大により、作業棟が必要なためとなっています。申請地は、西を農地所有適格化法人である受人が所有する農業用施設用地に、北と東を田に、南を農道に囲まれた、農用地区域内農地です。賃借権の設定です。</p> <p>この案件につきましても、大分県農業会議の常設審議委員会に諮問をかける必要があります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第5条の規定による農地転用許可申請の説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>ご質疑が無ければ、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第32号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、議案第33号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p> <p>議案第33号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が118筆で118,365㎡、内訳として、田が107筆で101,179㎡、畑が11筆で17,186㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が74筆で80,186㎡、更新設定は、総数が44筆で38,179㎡となっています。詳細につきましては、資料の6ページから11ページをご確認ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第33号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第33号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>



■■■■として転用を行った農地について、地目変更が出来ていなかったためとなっています。

申請番号32番 土地の所在は、国東町藤重字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は130㎡です。申請人は、国東町重藤の■■■■さんです。申請事由については、亡き父が兼業として漁師をしていた昭和の時代から、当該農地をワカメの干し場として使用し、現在は駐車場として使用しているためとなっています。こちらについては、違反転用となりますので、始末書を添付した非農地証明願いとなっています。

議案第35号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご質問ご意見はありませんか。

それでは、提案通り承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案35号は、全員一致で承認されました。

次に、議案第36号 空き家に付随した農地の指定について事務局より説明願います。

それでは、議案第36号 空き家に付随した農地の指定について、ご説明いたします。

申請番号2番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は99㎡、同じく大添字■■■■番地■■■■、同じく大添字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は145㎡、申請人が、国東町鶴川の■■■■さん(■■歳)です。同じく土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は156㎡、同じく大添字■■■■番地■■■■、地目が畑で、面積は181㎡、申請人が、安岐町大添の■■■■さん(■■歳)です。■■さんと■■さんは親子になります。合計5筆の703㎡になります。国東市空き家バンク 物件番号が■■■■番です。資料をご確認ください。

議長

何か、ご質疑等ございますか。

ご質疑等無ければ、議案第36号 空き家に付随した農地の指



定について採決を取りたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第36号 空き家に付随した農地の指定については、全員一致で承認されました。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....